

幼児教育・保育の無償化

久留米市
子ども未来部



幼稚園・認定こども園を利用する3歳からの子どもたちの利用料が無償化されます。

- 無償化の期間は、満3歳から小学校入学前までの3年間です。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。(ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちの副食(おかず・おやつ等)の費用については免除されます。)
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

◆幼児教育・保育を無償化するためのしくみ

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。

幼稚園・認定こども園の教育認定(現行の1号認定)・保育認定(現行の2・3号認定)の方の無償化は既存の「子どものための教育・保育給付」のしくみで行いますが、**教育認定(現行の1号認定)の方で預かり保育の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」(預かり保育の認定)を受けていただきます。**

- ①教育認定(現行の1号認定)
- ②預かり保育の認定(以上児)…教育認定(現行の1号認定)の3歳児以上のお子さんが対象です。保育の必要性があり、教育利用に加えて預かり保育を利用する場合に必要となります。(預かり保育の認定が無い場合も預かり保育を利用することはできます。)
- ③預かり保育の認定(満3歳)…満3歳(2歳児)のお子さんが対象です。預かり保育の認定(以上児)と同じ条件ですが、住民税非課税世帯のみが対象となります。

年齢クラス	住民税非課税世帯	保育の必要性	教育時間の利用	預かり保育利用
満3歳	課税	常時	①	○
		一時的、なし	①	○
	非課税	常時		③
		一時的、なし	①	○
3歳児以上		常時		②
		一時的、なし	①	○

- ①～③の認定を受けることで、利用料が(上限額まで)無償となります。
- ②～③の認定に係らず預かり保育利用は可能です。(無償化の対象外利用、上記○)
- 保育の必要性における「常時」は月64時間(一日4時間×週4日)以上が目安となります。

◆無償化対象費用とそれ以外の負担（幼稚園・認定こども園の場合）

費用の額

(1)利用者負担額（保育料）

(2)預かり保育利用料

(3)給食費などの実費

(4)特定負担額

無償化の対象となる費用は、(1)利用者負担額（保育料）と(2)預かり保育利用料（認定が必要）になります。また、(3)給食費などや(4)特定負担額を負担していただきます。



(1)利用者負担額（保育料）

- 教育認定（満3歳以上）、保育認定（3歳児以上）の保育料は0円となります。保育認定（0～2歳児）の保育料は、住民税非課税世帯は0円、それ以外は従来どおりです。

年齢等	教育・保育認定	住民税非課税世帯	保育料
0～2歳児	保育認定	課税	市徴収基準による額※
		非課税	0円
(うち満3歳)	教育認定	—	0円
3歳以上	—	—	0円

※子どもが2人以上の世帯の負担軽減（第2子半額、第3子以降は無償）現行制度は継続します。

(2)預かり保育利用料

- 「預かり保育の認定」がある場合に無償化の対象となります。「預かり保育の認定」以外の方は、園が設定する金額を指定の方法で支払ってください。
- 利用料無償化の日額上限額は450円です。
- 利用料（の日額上限額まで）は、保護者に代わって市が園に支払います。（法定代理受領）
- 園が市から受領する上限額を超える差額は、保護者が園に支払います。

（利用料が上限額に満たない場合は、支払額は0円となります。上限額までの払戻しはありません。）

例示	利用日数/月	預かり保育料日額	利用料月額	上限額	実支払額	上限額＝
例1	20日	500円	10,000円	9,000円	1,000円	450円×20日
例2	20日	400円	8,000円	9,000円	0円	

- 年間の預かり保育実施日数が200日未満または平日の開園時間が8時間未満の幼稚園を利用している場合は、認可外保育施設等の利用料も月額上限額（11,300円※）の範囲内で無償化されます。（※預かり保育の認定（満3歳児）は16,300円）
- 保育認定の方の延長保育料（保育時間を越えた利用料）は無償化の対象となりません。

(3)給食費などの実費

- 実費として負担していただく費用（通園送迎費、給食費、行事費など）は無償化の対象外となります。
- 利用契約に従って保護者が園に支払います。（園は書面で明示し説明します。）
- 【重要】現在、保育認定の3～5歳児の給食費のうち副食（おかず）分は保育料の一部として認定こども園にお支払いいただいております。今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただきます。
- 主食費（ごはん等）、副食費ともに園が決めた額をお支払いいただきます。なお、副食（おかず）分の負担には免除制度があります。（別項参照）

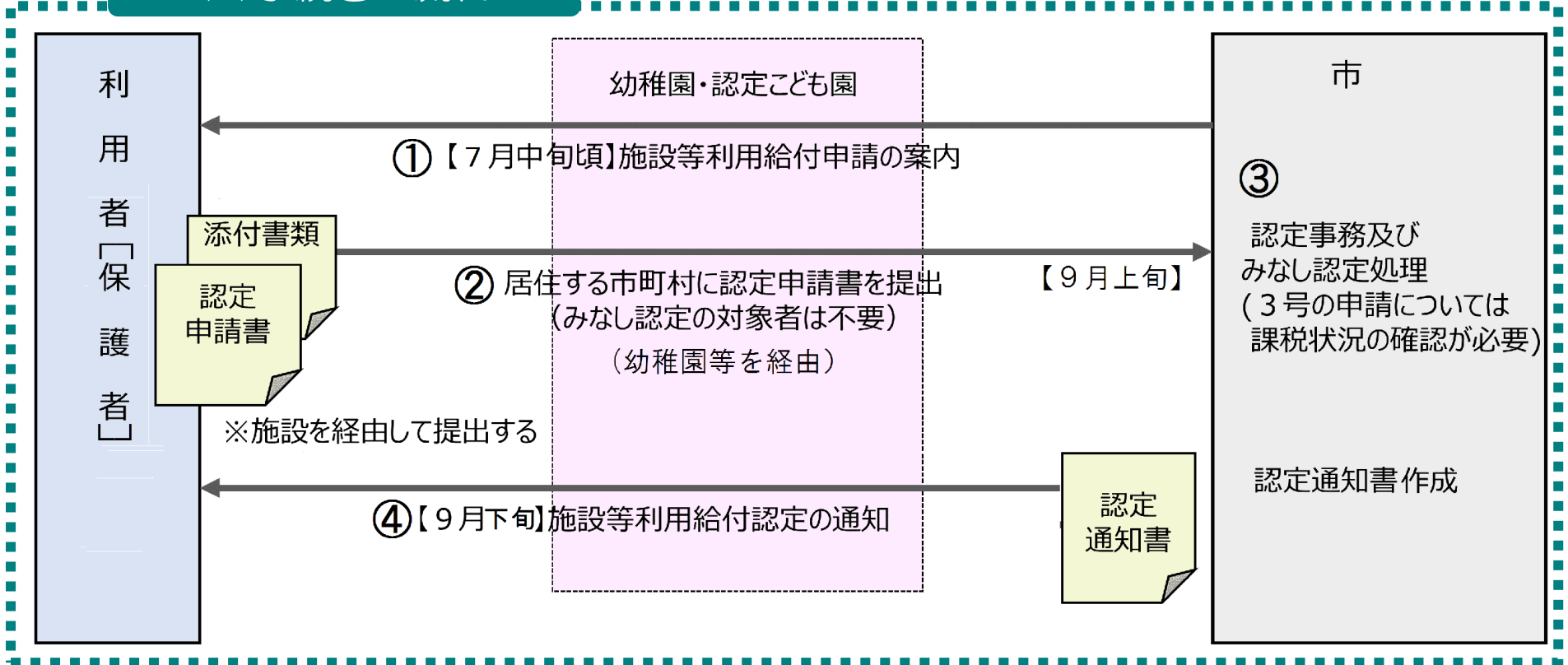
(4) 特定負担額

- 教育・保育の質の向上への取組みに充てる費用（施設整備・維持費、特定職員配置費、研修充実費など）は無償化の対象外となります。（費用の名目は園で違います。）
- 利用契約に従って保護者が園に支払います。（園は書面で明示し説明します。）

◆ 給付を受けるための認定の手続き

本年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまります。無償化の認定を受け、預かり保育の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。（預かり保育の給付を受ける場合のみ）

(1) 手続きの流れ



(2) 申請書類について

幼稚園、認定こども園（教育認定）の預かり保育を利用しており、下記認定の要件にあてはまる方（共働き世帯や、シングルで働いている世帯など）

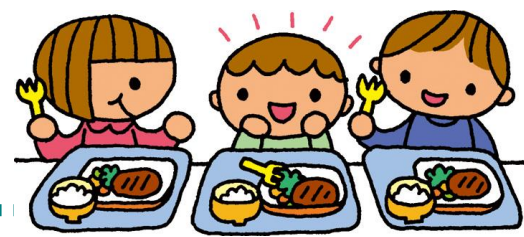
- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（第7号様式の2）
- 下記認定の要件の添付書類（「就労している」…就労証明書（父・母））

認定の要件

保護者の状況	認定の有効期間	添付書類（下線は市指定様式あり）
就労している （64時間/月以上の労働を常態としている）	最長で卒園まで	・ <u>就労証明書</u>
妊娠中であるか出産後間もない 産前8週、産後8週	分娩(予定)日基準、産前8週の日属する月の初日から産後8週の日属する月の月末まで	・ 母子健康手帳（出産予定日のわかるもの）または診断書
疾病または心身に障害がある	最長で卒園まで	・ 診断書または障害者手帳
親族を常時介護または看護している （64時間/月以上の看護を常態としている）	最長で卒園まで	・ <u>看護・介護申立書</u> 介護される人の診断書または障害者手帳など
災害の復旧に当たっている	最長で卒園まで	・ <u>申立書、罹災証明書</u>
求職活動(起業の準備を含む)中である	施設の利用開始から3か月	・ <u>求職中申立書</u>
学校に通っている、職業訓練を受けている （64時間/月以上の就学を常態としている）	就学期間終了日の属する月の末日まで	・ <u>就学証明書</u>

◆給食費（副食費）の負担免除制度について

幼稚園・認定こども園の給食費（副食費）については、負担免除制度があります。



幼稚園、認定こども園の副食費の免除対象範囲は、次のとおりです。

- 年収 360 万円未満相当世帯の子ども
- 所得階層にかかわらず、第 3 子以降の子ども
- 多子の数え方についても、基本的にこれまでの保育料の多子減免と同じ取扱い
教育認定…小学校第 3 学年修了前（同一世帯内のみ）
保育認定…小学校就学前（同一世帯内のみ）
（これまでも保育料が無償化されている子どもは、副食費についても引き続き無償化されます。）

◆Q&A

(問) 幼稚園・認定こども園において、満 2 歳児を対象としたいいわゆるプレスクール（プレ保育）を実施している場合、その園児は無償化の対象となりますか。	(答) 満 2 歳児を対象としたいいわゆるプレスクール（プレ保育）については、幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。
(問) 久留米市外に居住していますが、久留米市内の預かり保育を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	(答) 異なる市町村の預かり保育を利用した場合についても、その利用料について施設等利用給付の対象となりますが、居住している市町村のルールにより給付されます。（償還払い方式など）
(問) 久留米市に居住し、久留米市外の預かり保育を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	(答) 異なる市町村の預かり保育を利用した場合についても、その利用料について施設等利用給付の対象となりますが、償還払い方式となり、利用している幼稚園・認定こども園を経由し市に請求してください。
(問) 無償化の開始年齢は、満 3 歳になった日からですか。満 3 歳になった最初の 4 月からですか。また、6 歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	(答) 教育認定利用については、満 3 歳になった日から無償化の対象となります。また、年度途中で満 6 歳になっても、その年度の 3 月までの利用料は無償となります。ただし、預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4 月）からが施設等利用給付の対象となります。
(問) 預かり保育事業の日額上限額は、夏休み期間も同額（450 円）なのですか。	(答) 預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、保育料が長期休業期間中にも徴収されている実態や公定価格等の運営費補助が長期休業期間を含めた年間の各月に平準化されて措置されていることを踏まえ、年間を通じて同額（450 円）としております。
(問) 在籍園が実施する預かり保育事業にかかる施設等利用給付を受けず、月額 1. 13 万円（第 3 号認定の場合は 1. 63 万円）を上限として認可外保育施設等の施設等利用給付を受けることは可能ですか。	(答) 在籍園が提供している預かり保育事業が、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が 8 時間以上、②年間（夏休み等を含むの合計）開所日数 200 日以上のいずれの要件にも該当する場合には、認可外保育施設等の施設等利用給付を受けることはできません。
(問) 上の問いの①及び②の要件を満たす在籍園が実施する預かり保育を利用せず、月額 1. 13 万円（第 3 号認定の場合は 1. 63 万円）を上限として認可外保育施設等の施設等利用給付を受けることは可能ですか。	(答) 平日 8 時間以上、年間 200 日以上、預かり保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。

※このリーフレットの内容は、現時点で示されている法令・通知等に基づいています。

お問い合わせ先

久留米市子ども未来部子ども保育課
 TEL 0942-30-9025・9754
 Fax 0942-30-9718
 Mail kodomo@city.kurume.fukuoka.jp